

埋蔵文化財分布調査指導申請書の提出と試掘調査の実施について

1. 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

沼津市内には410か所以上の埋蔵文化財（遺跡）が確認されています。文化財保護法が埋蔵文化財を「国民共有の財産」と規定しているように、これらの遺跡は将来にわたって大切に保存されなければなりません。しかし土木工事などによって遺跡の破壊が避けられない場合には、発掘調査を行い、その内容を図面や写真などの記録として残しています。

沼津市教育委員会では、これまでの発掘調査や遺物の散布、地形などをもとに遺跡の位置を推定しており、その位置を『静岡県埋蔵文化財包蔵地システム』（注1）に掲載していますが、多くの場合、厚い火山灰や山林などに覆われ、正確な遺跡の範囲を把握できていません。またこれ以外にも多くの埋蔵文化財が、未発見のまま地中に埋もれているものと予想されます。

したがって教育委員会では「沼津市開発許可指導技術基準」（注2）の定める「開発行為」について、事前に分布調査（試掘調査）を実施し、遺跡の有無を確認するよう指導しています（「沼津市開発許可指導技術基準」第2章第8節5文化財の保護）。

また上記の「開発行為」に該当しない小規模な開発であっても、遺跡内やその近隣で行われる場合、内容によっては埋蔵文化財が破壊されるおそれがありますので、「開発行為」に準じた手続きが必要となります。

2. 「埋蔵文化財分布調査申請書」の提出と分布調査の実施について

分布調査の実施にあたっては「埋蔵文化財分布調査指導申請書」（第1号様式）の提出が必要となります。書式と記入例を掲載しましたが、不明な点は教育委員会文化振興課文化財調査係までお問い合わせください。また申請者と土地の所有者が異なる場合には第2号様式の埋蔵文化財分布調査承諾書もあわせて提出して下さい。

分布調査は教育委員会の文化財専門職員が立ち会い、重機乃至人力による試掘を行って、遺構や遺物の有無を確認します。試掘坑の数は400㎡あたり1か所を基準としていますが、現地状況によってはこれより増えることがあります。

3. 分布調査の結果について

試掘によって埋蔵文化財が存在しないと判断された場合には、教育委員会より「埋蔵文化財分布調査指導済証明書」を発行します。まちづくり指導課への開発行為の申請にあたっては、「埋蔵文化財分布調査指導済証明書」をその他の申請書類と共に提出して下さい。

埋蔵文化財が存在することが明らかとなった場合には、原則として発掘調査（本調査）が必要となります。その期間・費用・方法などの詳細については、教育委員会と協議してください。

（注1）

『静岡県埋蔵文化財包蔵地システム』（<http://www.pref.shizuoka.jp/?mc=05&mp=401&z=14>）は、静岡県教育委員会文化財保護課が静岡県内の市町における埋蔵文化財包蔵地についてとりまとめたものです。ただし、同システムでは遺跡のおおよその範囲が1/25,000以上の広域地図で表示されるため、詳細な遺跡範囲については当課までお問い合わせください。

（注2）

「沼津市開発許可指導基準」の詳細については、沼津市まちづくり指導課（TEL934-4766）までお問い合わせ下さい。

担当

沼津市教育委員会事務局 文化振興課
文化財調査係(沼津市文化財センター)
〒410-0106 沼津市志下530
TEL055-935-5010 FAX055-933-1270